

令和5年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立田主丸特別支援学校
課程又は教育部門	肢体不自由

特
15

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

(2) いじめ防止等の目標

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるという危機意識をもち、管理職リーダーシップの下、生徒指導主幹を中心とし、児童生徒の表情や声及び保護者の思いや意見等に耳を傾けいじめを見逃さないという姿勢を職員で共有し、早期発見、早期対応に努め、いじめを生まない環境づくりを行う。また、協働的な指導や相談体制を構築し、一貫した対応をとる。
- すべての児童生徒が、学校や学級が安全に安心して過ごせる場となるように、全職員が全児童生徒を理解する意識をもち、道徳教育をはじめ、人権教育や法教育、様々な体験活動等、教育活動全体を通して「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる教育活動を行う。
- いじめ発生時における学校の対応を示し、あらゆる関係機関と連携し、いじめられている児童生徒を最後まで守り抜くという信念をもち、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を徹底的に守り通す。また、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 基本的考え方

- いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという危機意識をもち、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- 児童生徒を日頃から細やかに観察し、変化に気付き積極的に言葉掛けを行い、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- 教職員の不適切な言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うと共に、教職員がお互いに指摘しあえるような職員集団づくりを行う。

(2) 具体的取組

ア いじめ防止等のための職員研修

○研修内容

- ①「学校いじめ防止基本方針」の周知・確認のための研修
- ②「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】」「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」「生徒指導提要」を活用した研修
- ③いじめ問題に関する事例研究会
- ④気になる児童生徒の状況報告会
- ⑤教員の言動や指導を振り返るための研修（公開授業週間後の意見交換）
- ⑥スクールカウンセラーや指導主事等の外部専門家を招聘した研修（いじめ問題、集団づくり、児童生徒理解、児童生徒や保護者との信頼関係づくり等）
- ⑦その他

○研修計画

年度初めに年間計画を作成し、各学期1回は実施する。

1学期：①及び②　2学期：③～⑦の中から選択　3学期：③～⑦の中から選択

イ 障がいに対する理解・認識を促す指導の充実

- 教科指導や自立活動の指導等における指導
- 交流及び共同学習を通じた指導
- 進路学習会や産業現場等における実習（高等部）・進路に関する体験学習（中学部）を通じた指導
- 障がいのあるトップアスリートとの交流を通じた指導

ウ 児童生徒がお互いを認め合える居場所づくり・絆づくりを目指した指導の充実

- 日常の授業場面における児童生徒同士の間関係づくり
- 学級活動、学部間交流、児童生徒会活動を通じた集団づくり
- 体験学習や修学旅行、校外学習、文化祭、たぬしンピック等を通じた集団づくり

エ 児童生徒の良さを引き出す関わり方や授業力の向上を目指した取組

- 授業参観期間の実施（4月、7月、12月、2月）
- 研究授業の実施（年間通して）
- 生徒指導や集団づくり、人間関係づくりに関する情報共有や職員研修の実施
- 各分掌との連携（毎月）

オ 人権教育の充実

- 人権フェスタたぬしまる（12月）への参加
- 人権作文、人権標語、人権ポスター等への応募（6月）
- 国際交流（年1回）の実施（7月）
- 職員人権教育研修会の実施（年2回、内1回は外部講師招聘）
- 校内人権教育実践ふりかえりの会の開催及び報告集の作成（1月）
- 各種外部研修会への積極的な参加

カ 保護者や地域・関係機関

- 連絡帳、定期的なアンケート実施、保護者懇談会
- 地域の方との交流
- 相談支援専門員との情報共有

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

- ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。さらに、最近では、SNSを介したインターネット上の誹謗中傷など、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えていることを認識する。
- イ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ウ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒に関する情報交換を行い、情報を共有する。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ア 学部会（毎週木曜日に実施）における個々の児童生徒に関する報告・情報交換（健康面、気になる状況、家庭の状況等）
- イ 連絡帳や電話による保護者との日常的な情報交換
- ウ 家庭での見守り依頼や保護者面談
- エ 定期的なアンケートの実施（6月、11月、2月に保護者対象、児童生徒対象に行う）
- オ 相談ポストの設置（常時）
- カ 校内いじめ問題対策委員会を毎月開催する。
- キ 保護者懇談期間及び教育相談週間の設定（4月、7月、2月）
- ク 他学部や各分掌との情報共有や連携、または、保護者や関係機関からの情報にも留意する。
- ケ 気になる児童生徒に対する個別面談の実施（スクールカウンセラーの活用も含む）

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、関係教職員と情報を共有し、正確な実態把握を行い、いじめ問題対策委員会に情報を報告し、速やかに、組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒の立場に立って心情を理解し守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、毅然とした態度であたりながらも、心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ウ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。
- エ 事実関係を明確にした上で、その原因を究明するとともに、関係者の日頃の授業の在り方や生徒指導の在り方等についても反省すべき点を明らかにして、全教職員の共通理解を深め、早急に指導方法等の改善に努める。
- オ けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかの判断をする。
- カ 心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を認識できにくかったり、いじめられていることを表出できなかったりする児童生徒もいるということに十分配慮する。
- キ 個々の児童生徒の理解に努め細やかに、適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめを発見したりいじめの相談や訴えがあったりした場合には「校内いじめ問題対策委員会」を招集し、事実関係を確認し対応にあたる。
- イ 関係する児童生徒、保護者、職員等より聴取し事実関係の確認を行う。
- ウ いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会にFAXにて第一報を行う。
- エ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、その旨、保護者に対してあらかじめ周知する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ア 事実関係の聴取を丁寧に行い、その際、いじめられた児童生徒へは自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- イ 児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ウ その日のうちに家庭訪問を行い、保護者に迅速に事実関係を伝える。また、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行いながら保護者との連携を図る。
- エ 徹底して守り通すことや秘密を守ることなどを伝え不安を除去する。
- オ 信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、施設職員等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- カ いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- キ 状況に応じて、学校医、スクールカウンセラー、スクールサポーターなどの外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学部の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に対応する。
- イ 事実関係を聴取し、事実関係を確認したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。その上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ 児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- エ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- オ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止などの措置を検討する。
- カ 重大ないじめの事案や、犯罪行為として取り扱うべきと認められる場合は、直ちに所轄警察に相談、通報をし、適切に援助を求め、連携して対応する。
- キ 懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ウ 学級や関係学年・学部で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- エ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネットやSNS上のいじめへの対応

- ア 被害の拡大を避けるために、直ちに書き込みを削除する措置をとる。
- イ いじめに対する措置(2)～(5)に準じて対応する。
- ウ 情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめが「解消している」と判断する場合、謝罪があったから解消したと判断するわけにはいかない。少なくとも以下の2つの要件が満たされていることが重要である。さらに、それらの要件が満たされていると判断される場合でも、必要に応じて他の事情も勘案して判断する必要がある。いじめ解消の判断については、校内いじめ問題対策委員会で審議した結果を受けて校長が判断する。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とする）が継続していること。しかし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または、校内いじめ問題対策組織の判断によりより長期の期間を設定する。この間、学校の職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視する。また、行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視するようにする。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒の学校における心理状態や行動の観察を行うと共に、本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内いじめ問題対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

※いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎないということを忘れてはならない。再発する可能性がありうることを踏まえ、被害児童生徒、加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記載すること）

ア 県教育委員会及び県知事への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県教育委員会を通じて県知事への報告を行い、その事案の調査を行う主体について指示を受ける。

イ 調査を行うための組織

学校が主体となって調査を行う場合は、「校内いじめ問題対策委員会」（22条関係）が行う。

また、必要に応じて、校内いじめ問題対策委員会に適切な専門家を加えたり、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成する第三者委員会を設置したりする。組織に加える専門家は当該いじめ事案と直接人間関係や利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性の確保に努める。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下に示す事項等を、調査により網羅的に明確にする。

・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。

・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。

・学校・教職員がどのように対応したか。

※因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合うことが重要である。

※学校は、保護者や関係機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要がある。

(ア) いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

※いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。

・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

・県教育委員会から指導・支援を受けたり、関係機関と適切に連携したりして対応に当たる。

(イ) いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

・児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを実施する。

エ その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記載すること）

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の適切な提供

○調査の組織、方法、方針、いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかについて、経過及び事実関係等を児童生徒やその保護者へ適切に提供する。

○他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

○調査結果は、県知事に報告・説明する。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 校内いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割といじめの未然防止のための環境づくりの役割

イ いじめの早期発見のためのいじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を定期的に行う役割

エ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなどして、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への調査等による事実関係の把握と、指導や支援の体制・対応方針の決定を組織的に実施する役割

オ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

「5 重大事態への対処」に示す。

7 学校評価

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組を学校評価の項目に位置付ける。「いじめの未然防止のための取組」、「いじめの早期発見の取組」、「いじめに対する措置」に係る目標を設定し、毎月の校内いじめ問題対策委員会で分析と評価を行う。年度末には、校内いじめ問題対策委員会において1年間の取組みについて評価する。その評価結果を踏まえて、いじめの防止等の取組みの改善を図る。